

監査指導課業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所(習志野、松戸、印旛、山武、君津)の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等(以下「社会福祉法人等」という。)の指導監査業務を実施している。

1. 監査指導業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設(保護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設及び指定障害者支援施設)の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設及び有料老人ホームの立入調査及び立入検査
- (4) 介護保険指定事業所及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、指定児童発達支援センター、指定一般相談支援事業所の実地指導

2. 印旛健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 印旛健康福祉センター管内
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- (2) 香取健康福祉センター管内
香取市、神崎町、多古町、東庄町
- (3) 海匝健康福祉センター管内
銚子市、旭市、匝瑳市

3. 監査等の実施状況

社会福祉法人等の指導監査は、県の社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱等に基づき、社会福祉法人等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

法人に対する主な指摘事項は、経理処理及び会計帳簿の整備、法人役員等の状況に関する事項、定款変更等に関する事項である。

社会福祉施設の主な指摘事項は、施設設備の管理、入所者処遇に関する事項である。

保育所の主な指摘事項は、施設の管理及び帳簿の整備に関する事項、職員の配置等に関する事項である。

介護保険指定事業所の主な指摘事項は、運営に関する基準、介護給付費の算定及び取扱いに関する事項並びに設備に関する基準である。

指定障害福祉サービス事業所に対する主な指摘事項は、契約手続き及び支援計画作成等の手続きに関する事項、諸記録の整備に関する事項である。

1. 社会福祉法人等監査実施状況

(1) 社会福祉法人等の監査(指導)状況

区分 種別	25年度					
	法人数 A	計画数 B	計画率 B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 D/B
社会福祉法人	42	42	100.0	42	42	100.0
1 社会福祉協議会	5	5	100.0	5	5	100.0
2 施設を営営するもの	33	33	100.0	34	34	103.0
内訳	第一種経営	27	27	100.0	28	103.7
	第二種経営	6	6	100.0	6	100.0
3 施設を営営しないもの	4	4	100.0	3	3	75.0
児童福祉行政(市町村)	16	16	100.0	16	16	100.0
計	58	58	100.0	58	58	100.0

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を営営するもの。

第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を営営するもの。

(2) 社会福祉施設等の監査(指導)状況

社会福祉施設	保護施設	3	3	100.0	2	2	66.7	
	老人福祉施設	84	46	54.8	47	47	102.2	
	児童福祉施設	9	9	100.0	9	9	100.0	
	内訳	指定障害児入所施設	4	4	100.0	4	4	100.0
		児童自立支援施設	0	0		0	0	
		乳児院	0	0		0	0	
		児童養護施設	5	5	100.0	5	5	100.0
	母子生活支援施設	0	0		0	0		
	婦人保護施設	0	0		0	0		
	指定障害者支援施設	27	27	100.0	27	27	100.0	
保 育 所	154	154	100.0	153	76	99.4		
認可外保育施設	21	21	100.0	19	19	90.5		
有料老人ホーム	25	16	64.0	15	15	93.8		
介護保険指定事業所	1866	337	18.1	323	323	95.8		
指定障害福祉サービス事業所	466	194	41.6	185	185	95.4		
指定障害児通所支援事業所	69	24	34.8	20	20	83.3		
指定児童発達支援センター	7	7	100.0	7	7	100.0		
指定一般相談支援事業所	50	24	48.0	22	22	91.7		
計	2781	862	31.0	829	752	96.2		

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

合 計	2839	920	32.4	887	810	96.4
-----	------	-----	------	-----	-----	------

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。